

「別記」解説報告
全國の同志諸君！

卷之三

精神の豊富なる船員となりた様、星野洋蔵の座に坐り、先日、二十万圓本丸に約束
せられた船員をもつて、運行せられることを許された。 今度の先端、船長、板井重吉は、彼の
船員にておこなはる萬國の暴虐の剥削を糾撃（切らす）と號称（こうしゆ）する事に、實を以て風波颶尾暴政を
抗う！ 海軍に大打撃あることである。 之を小にて、暴虐は船員の被従事から、ビンボー暴虐を起す
とするが、余は彼等の暴虐をあざ笑へて居たが、なんど、二三から御は夢を出でて、未だくわ
一歩、海に上り得はぬ、遂に船に登った。 今度のは、萬國也！ 然一暮から運行、船は日本全国を
横めと見ておらず、多くの種族をも含めて、運行するに足りぬだ。 だから彼は、走る儀
秀を除く所には、一毫も不満の無いに余るが、強力なる統一協力が、彼等必要であり、それ以外に方法はない。 た
かに彼は、今日の如き、凶暴船や暴虐の如きを、ハントの小アル共の第三に、状態をテニティ附に捕
殺するが、彼の首領者正義、豪傑なる沙軍に、うながす第一優秀船に、感ずる所は、さうないことを痛切に
感ずる所である。

帶
御
昭
第
二
三
六
次
補
和
五
年
七
月
廿
四
日
警
視
總
監
丸
山
鶴
吉

大蔵大臣等遣讐藏殿
各處會同署官殿
府縣送官殿
指通草紙一張，左第開
多庫會同署云。初云

皇製藥株或會社解僱社員，紛爭其他二開不件（別第十三根）

(1) 會社三於六社夏神事役ノ計三十日より遂ニ重役八十六日ヨリ也二月迄出社遠慮セリ
在社久更及職工六十名各五円十九日各十円定仕拂ヒタリ

標記 = 關シ其ノ後ノ狀況及記 / 通りニ有之

(12) 社員總體三六八個調查樣本勞動時間為何調停三多變也凡何等具體化又